

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成 27 年第 1 回定例会会議録

平成 27 年 2 月 13 日 開会

平成 27 年 2 月 13 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第1回定例会会議録目次

第 1 号 (2月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○副議長の選挙	6
○副議長就任あいさつ	7
○発議第1号の上程、説明、採決	7
○議案第1号～同意第2号の一括上程、説明	8
○一般質問	12
○議案第1号の質疑、討論、採決	26
○議案第2号の質疑、討論、採決	28
○議案第3号の質疑、討論、採決	31
○議案第4号の質疑、討論、採決	34
○議案第5号の質疑、討論、採決	39
○議案第6号の質疑、討論、採決	39
○議案第7号の質疑、討論、採決	40
○議案第8号の質疑、討論、採決	40
○同意第1号の採決	40

○同意第 2 号の採決	42
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○請願第 2 号の上程、質疑、討論、採決	46
○閉会の宣告	46
○署名議員	48

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第1回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成27年2月13日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
の制定について
- 日程第 7 議案第1号から同意第2号まで(広域連合長説明)
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 議案第1号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第
1号)
- 日程第10 議案第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第3号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 議案第4号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計予算
- 日程第13 議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第14 議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第17 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第18 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

日程第19 請願第1号 保険料軽減見直しなど、政府の医療制度改革にあたり、いのちと健康と生活を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書

日程第20 請願第2号 後期高齢者医療制度の低所得者にかかる保険料軽減特例措置の存続を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	井上 けんじ 君	2番	小林 あきろう君
3番	津田 早苗 君	4番	大槻 富美子 君
5番	尾関 善之 君	6番	塩見 麻理子 君
7番	河上 悦章 君	8番	浅見 健二 君
9番	松浦 登美義 君	11番	藤城 光雄 君
12番	長尾 美矢子 君	13番	富田 達也 君
14番	太田 克彦 君	15番	小林 喜代司 君
16番	吉岡 豊和 君	17番	橋本 尊文 君
18番	長岡 一夫 君	19番	高木 功 君
20番	巽 悦子 君	21番	岡田 久雄 君
22番	奥村 房雄 君	23番	向出 健 君
24番	畑 武志 君	25番	塩井 幹雄 君
26番	中嶋 克司 君	27番	野口 久之 君
29番	多田 正成 君	30番	富 きくお 君

欠席議員（1名）

28番 泉 敏夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	栗山 正隆 君	副広域連合長	岡嶋 修司 君
副広域連合長	堀 忠雄 君	副広域連合長	井上 正嗣 君
副広域連合長	藤田 裕之 君	会計管理者	中見 信治 君
業務課長	前田 貴徳 君	総務課長 担当課長	上野 晋也 君

業 務 課
担 当 課 長

四 方 雅 之 君

議会職員出席者

書 記 長

藤 田 達 也

書

記

塩 野

浩

開会 午後1時30分

◎開会の宣告

○議長（富 きくお君） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。定刻になりました。それでは、ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第1回定例会を開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（富 きくお君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関などから写真撮影の許可の申し出がございましたので、これを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい。ご異議なしと認め……認めます。それでは報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（富 きくお君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

本日、伊根町の泉敏夫議員から欠席届が出ております。

なお、亀岡市選出の広域連合議会議員は欠員となっております。

また、副広域連合長の藤田京都市副市長は公務のため遅参されますので、ご報告をいたします。

◎議席の指定

○議長（富 きくお君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに、舞鶴市から尾関善之議員、綾部市から塩見麻理子議員、大山崎町から高木功議員、伊根町から泉敏夫議員が広域連合議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただいまご着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（富 きくお君） 日程第2、会議録……会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、京都市の井上けんじ議員、笠置町の向出たかし議員を指名……向出健議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（富 きくお君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（富 きくお君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、定期監査結果報告書、例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

議案の一部に誤植がございましたので、正誤表と該当箇所を訂正いたしました後の議案を配付させていただいております。

平成26年度定期監査及び平成26年7月から12月分までの例月出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告がありましたので、ご報告申し上げます。

その写しを配付しておりますので、ご覧おき願います。

◎副議長の選挙

○議長（富 きくお君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい。異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会の副議長に野口久之議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました野口久之議員を、副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました野口久之議員が副議長に当選されました。

野口議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

◎副議長就任あいさつ

○議長（富 きくお君） ここで、当選されました野口議員から、ご挨拶をお願いしたいと思います。

どうぞ、野口議員、こちらへお越してください。野口議員。

〔副議長 野口久之君登壇〕

○副議長（野口久之君） 失礼をいたします。ただいま皆様方から推挙をしていただきました、副議長の選出ということで賜りました野口久之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

えー、後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営と、そして住民の皆様方に負託に応えますよう、誠心誠意頑張ってまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いを申し上げまして、誠に簡単でございますけれども、一言もってご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（富 きくお君） 野口議員、ありがとうございました。

引き続き、会議を続けます。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（富 きくお君） 日程第6、発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小林あきろう議員。

〔2番 小林あきろう君登壇〕

○2番（小林あきろう君） 京都市会選出の小林あきろうでございます。

発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

議員提出議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、全員協議会を、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とするため、会議規則の一部を改正するものでござ

います。

以上で提案理由の説明を終わります。えー、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（富 きくお君） えー、本件につきましては、直ちに表決に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の……。挙手ですね、はい、失礼いたしました。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） はい、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第1号～同意第2号の一括上程、説明

○議長（富 きくお君） 日程第7、議案第1号から同意第2号までの広域連合長提出案件10件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） それでは、今回提出いたしました議案について、えー、説明させていただきます。

えー、広域連合長提出案……提出案件の議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

第……議案第1号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本件は、あー、今年度、市町村が実施する人間ドック等の長寿健康増進事業に要する経費及び前年度繰越金等について補正するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ3億1,126万8,000円を追加し、総額を27億4,668万5,000円と定めるものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

内訳としまして、まず歳入でございますが、第2款国庫支出金は、人間ドック等の長寿健康増進事業を実施する市町村への特別対策補助金に係る特別調整交付金2億5,784万8,000円の増となっております。

第4款財産収入は、財政調整基金利子の増で34万6,000円であります。

第5款繰入金は、制度周知・広報等に係る臨時特例基金からの繰入金で1,100……1,811万9,000円です。

8ページの第6款繰越金は、前年度決算剰余金のうち歳入予算未計上分として2,458万円、第7款諸収入は、預金利子及び特別対策補助金の精算に伴う市町村からの返還金で1,037万5,000円の増でございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、1目総務管理費は、市町村の特別対策補助金の精算に伴い、国へ特別調整交付金及び医療制度事業費補助金を返還するもので1,521万2,000円の増、2目業務管理費は、市町村が行う長寿健康増進事業等に対する特別対策補助金として2億6,680万8,000円の増、6目財政調整基金積立金は、前年度繰越金や臨時特例基金の活用による財源付替分を財政調整基金へ積み立てるもので、2,924万8,000円の増とするものでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本件は、保険……保険料賦課額の再確定により、過年度に徴収した保険料の還付に要する費用、平成25年度に概算で交付された健康診査補助金に係る国庫支出金と、療養給付費及び高額医療費負担金に係る国庫支出金及び府支出金、そして療養給付費に係る市町村支出金の精算に係る費用、また、会計検査院の指導・助言や会計検査院の指摘を受けて国から発出された算定の適正化に係る通知に基づき所要額を再確定したところ、超過交付となっている国庫支出金、府支出金、市町村支出金及び支払基金交付金の返還に要する費用を補正するもので、その財源は繰越金としております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ104億2,058万1,000円を追加し、総額を3,183億5,907万7,000円と定めるものでございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

本広域連合の一般会計は、市町村から人口規模に応じていただく分賦金を主な財源としております。

平成27年度の一般会計予算総額を25億7,241万1,000円と定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入……歳入歳出予算によることとし、21ページ、22ページにその表を掲げております。

歳入から、主なものを取り上げさせていただきます。

25ページの第1款負担金及び分担金、もとい、分担金及び負担金は、人件費や電算機器の運用等の事務局運営に係る市町村からの分賦金で6億6,443万1,000円を計上しており、市町村に新たな負担を求めることのないよう事務経費の見直しをさらに進め、今年度と同額に据え置いております。

次に、歳出でございます。

28ページの第2款総務費、1目総務管理費は、広域連合事務局運営に係る経費で、2億4,900……もとい、2億498万9,000円。前年度比で390、300……239万1,000円の減となっておりますが、これは主に派遣職員人件費の減等によるものでございます。

29ページの2目業務管理費は、電算処理システム運用経費及び国保連合会への事務委託等に係る経費で、4億7,069万9,000円。前年比、前年度比441万5,000円の増となっております。これは主に被保険者の……被保険者数の増加に伴う……伴うものでございます。

30ページの7目財政調整基金積立金は268万2,000円で、前年度比で2,749万円の大減となっておりますが、これは医療費通知の全件送付を来年度下半期から実施する費用の増加によるものでございます。

8目臨時特例基金積立金は、保険料軽減特例措置に係る財源として、国から交付される円滑運営臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるもので、18億8,237万3,000円。前年度比で1億6,193万円の増となっております。

次に、35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

特別会計の予算総額を3,184億7,846万3,000円とし、一時借入金の最高額を250億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、37ページ、38ページにその表を掲げております。

特別会計は、後期高齢者医療の医療給付費等の支出及び保険料等の収入について、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見越して設定しており、平成27年度はその2カ年目となります。

主な増加要因としましては、歳出の大半を占める保険給付費において、被保険者数の増及び1人当たり医療給付費の増を見込んでいることによります。

今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、47ページをお開きください。

議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、行政手続法の一部を改正する法律により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として行政手続法が改正されたことに伴い、改正の趣旨及び目的にのっとり規定を整備するものでございます。

次に、51ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第6号 京都府広域……後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、行政手続における特定の個人の……個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、本広域連合が実施する特定個人情報保護評価の第三……第三者点検を、当該審査会が行うことについて規定を整備するものでございます。

次に、55…ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、保険料軽減特例措置を継続するために国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる本基金の条例の失効期限について改正するものであり、平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、59ページをお開きください。

議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、消費者物価の伸び等を考慮し、保険料軽減判定所得を見直すため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正が行わ……行われることに伴い、保険料軽減判定所得の基準額を引き上げるため、条例の改正を行うものでございます。

続きまして、えー、人事同意議案の説明をいたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、京都府副知事である山内修一君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は平成27年4月1日からとする予定でございます。

次に、5 ページをお開きください。

同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の公平委員会委員であった米田泰子君の後任として、長岡京市公平委員会委員の長濱英子君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

えー、以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、えー、ご議決またはご同意賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

◎一般質問

○議長（富 きくお君） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協……ご協力をお願いいたします。

向出健議員。向出議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） 笠置町選出の向出です。えー、質問通告に基づきまして一般質問させていただきます。

えー、資格証また短期証の問題について質問いたします。

この問題は議会のたびに取り上げていますが、当局の回答は、短期証の発行は納付機会を

増やすためであり、短期証の発行が受診抑制につながるとは考えていないという趣旨のものでした。

しかし実際に、窓口10割の負担を気にして受診が遅れ、死亡した事例や重症化した例が国保など……各種団体の調査また新聞の記事などでも見られます。後期高齢者の中だけこうした受診抑制が起きていないとはどうしても考えにくい、そう思います。

こうした状況、実際を知るためには、実態調査をしなければわからないのではないかと思います。以前の議会での当局の答弁では、実態調査はしない、受診抑制が起きているという報告は上がっていないというものでしたが、この立場は、えー、いまだ変わらないのでしょうか。調査もせず、各市町村からの報告を待つという姿勢では、受診抑制の実態は掴めさ……掴めません。受診抑制につながらないというのであれば、実態調査をするべきです。本来、後期高齢者医療制度は、後期高齢者の命、健康を守るためにあります。こうした実態調査は、受診抑制になっていない、そのことを知るためにもぜひ必要な措置だと思います。実行するように強く求めたいと思います。

また、いわゆる留め置きも依然解消されておられません。保険証は発行されているのに被保険者の手元に届かないという状況は、大変問題です。当局の、納付機会を増やすという点からも、この解消が求められるのではないのでしょうか。以前の議会でも、保険証の留め置きの解消のため、具体的な手段として郵送するなど提案もいたしましたが、この点については明確な回答がありませんでした。

そこで、以下の諸点について答弁を求めたいと思います。

1点目、資格証、短期証の発行件数と留め置き件数、また、その資料の議員への配付を求めます。

2点目、短期証などの発行により受診抑制が起きていないか被保険者にアンケートをとるなど、実態調査をすることを求めます。

3点目、留め置き解消のため、郵送など具体的に保険証が被保険者の手元に届く方法を検討し、実行することを求めます。

以上答弁を求めまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 向出議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、資格証につきましては、現在、まあ発足以来といいますか、発行した、あー、経過

はございません。

それから、短期証の関係でございますが、現在のところ、この2月1日の時点で、交付者数でございますが、更新期間が6カ月の短期証が182名、3カ月の短期証が46名、合計228名でございます。ちなみに、12日現在で、昨日現在で、短期証をなおお渡しできていない被保険者数が合計で48名いらっしゃいます。

短期証の交付が、直ちに受診抑制につながることはないというふうに考えておりますが、市町村窓口では、これまでから生活実態に配慮したきめ細かな対応に取り組んできておりますので、今後とも必要に応じて市町村からの意見を聞き取るなど、緊密な連携を図ってまいります。えー、このため、一律的な実態調査の実施は考えてはおりません。

それから、手だてについてのご質問ですが、えー、短期証の交付に当たりまして、保険料を滞納している被保険者と接触をさしていただいて、納付相談など機会を通じて交付していくということは、他の被保険者との公平性の観点からも必要であるというふうに考えております。現時点で短期証をお渡しできていない被保険者につきましては、市町村において更新のための案内を送付するなど繰り返し接触を図っていただいておりますけれども、なかなか連絡がとれないとか来庁されないとかであり、市町村においても対応に苦慮されている案件でございます。

えー、短期証をお渡しできてない状況の解消に向けまして、引き続き電話連絡でありますとか戸別訪問などにより接触を図ったうえで、納付相談など実施をしながら速やかに交付をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） 2回目の質問に入らせていただきます。

えー、当局の答弁は、以前からの考えと全く変わらないものでした。えー、特に、えー、留め置き解消のために郵送など具体的な手段を採るという答弁もありませんでしたが、しかし、このままいきますと、ずっと連絡がとれない方の手元には短期証が行かないという事態がずっと続くと思います。しかし、そうなると、やはり本来の権利として、窓口の負担軽減、保険証を提示することによって一部負担で済むということがなくなり、その権利侵害になっているのではないか、そうした懸念がされます。やはり一定のめど、期間などを設けながら、具体的に、えー、仮に納めていない方であっても、やはり短期証は届けるという点をとらな

ければ、えー、後期高齢者の命、健康よりも、えー、納付を優先させている、そういうことになってしまうのではないのでしょうか。本来の後期高齢者医療制度の役割をやはりもう一度見直して、考えていただきたいと思います。

また、先ほど、実態調査はしないという、えー、答弁がございましたが、やはり、被保険者のほうから申し出があるまで待つ、そういう態度では実態はなかなか掴めないというのがこうした問題にあるのではないのでしょうか。実際に、新聞記事や他の団体の調査などでも見られる例としては、やはり10割負担が重くて行かない、しかし本来なら命にかかわる、自分で判断して行かなければいけないところをやはり我慢してしまう、そうした事例が多々報道もされております。

後期高齢者の命を守るためには、やはり積極的な、待つという姿勢ではなくてもっと積極的な、特に被保険者に直接確かめるような方法で実態調査をしなければならないと思います。えー、この問題は非常に大事な問題なのでしつこく取り上げていますが、ぜひもう一度再考をいただき、短期保険証が本当に受診抑制になっていないのか、納付機会の相談をつくるためにはもっと別の有効な手だてがあるのではないか、ご検討いただきたいと思います。

以上をもちまして2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、短期証は有効期間が短いということだけでございますし、また、短期証の交付を受けている方でも、限度額適用でありますとか標準負担額認定証を交付をしているところから、通常の形で必要な医療を受けていただくということは可能でございます。

また、短期証の更新が必要な場合、原則、納付相談を行ったうえで新しい短期証を交付しておりますが、その際、滞納されている保険料の納付がない場合でも、被保険者の置かれた状況をしっかり踏まえまして、必要な更新は行ってきているというのが実情でございます。市町村から受診抑制があるという報告は受けておりませんし、今後とも市町村と緊密な連携を行いながら、きめこな……細かな対応に取り組んでまいります。

それから、ご承知のとおり医療保険制度は、相互扶助の原則により、全ての被保険者にその負担能力に応じて保険料をご負担をいただくということで成り立っている制度でもあります。他の被保険者との公平性の観点からも、証更新の区切りの時期を通じて、滞納されている被保険者との納付相談の機会を設けることがどうしても必要だろうというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

井上けんじ議員。井上議員。

〔1番 井上けんじ君登壇〕

○1番（井上けんじ君） えー、京都市会から選出されております井上けんじでございます。

えー、まず初めに、連合長におかれましては、昨年12月2日、京都府知事宛て、財政支援や医療資源偏重の解消、被保険者等への負担軽減等を求める要望書を提出され、この点について敬意を表する次第であります。

ただし、京都府からの人的支援の充実、特に副知事の副広域連合長就任の方向に沿っての調整を進めるとの項目については、私は、従来から言っておりますとおり、府の関与は私の反対しております国保一元化促進の一環とされており、また、今後副知事がどういう役割を担われるかが不透明な中で、今の段階で賛同するわけにはいきません。

とはいえ、要望書自体は、被保険者の保険料負担の軽減や、広く高齢者の方が安心して医療を受けられるようにするためとの趣旨から書かれており、この点を多とするものであります。

そこで、この安心して医療を受けられりゅ……受けられるようにするためとの立場から今日の医療を取り巻く動きを見た場合、私は今日の政府の方針に重大な危惧を感じるものであります。

その1つが、今年1月13日の社会保障制度改革推進本部決定の医療保険制度改革骨子であります。ここには、国保の一元化や医療費適正化計画の見直し、入院時食事負担の引き上げ、また、今回請願書も出されております後期高齢者保険料軽減特例の見直し等々、それぞれ見過ごすことのできない重大な方針が掲げられておりますが、とりわけ私が重大だと感じるのは、あー、患者申出療養（仮称）の創設との項目であります。

この患者申出療養とは、改革骨子自身が新たな保険外併用療養の仕組みと書いているとおり、混合診療そのものであり、混合診療の一種であります。周知のとおり、現在例外的に認められている保険外併用療養費制度には評価療養と選定療養がありますが、これに今回、この申出療養をつくってつけ加えようというわけですが、これは単に3つ目の保険外併用療養をつけ加えるにとどまらず、この創設を通じて混合診療を一層拡大し、混合診療の全面解禁にさらに近づけようという意図と目的を持ったものであることは明らかであります。

経過からいえば、昨年春、政府の規制改革会議が選択療養というものを提案、しかし、保険がきくようにしていく方向を前提とせず、安全性・有効性のチェックも甘く、医師と患者が合意しさえすれば対象も限定せず混合診療をやっていくという、まあ、まことにとんでもない代物であったために、医療界、患者団体等から猛反発を受け、そこで、それを修正のうえ、規制改革会議から新成長戦略を経て、今日の改革骨子での方針化に至っているという流れになっています。何よりも現物給付の原則に反しておりますし、また、経済格差が医療格差、健康格差につながっていくなど、国民皆保険のなし崩しの解体へと向かうものであります。安倍首相は、困難な病気と闘う患者のためにと言われますが、そうであるなら現行の評価療養を改善すればいいだけの話であります。厚生労働省も混合診療の全面解禁には反対との立場のほうであります。

そこで、まず第一に、これらの点について連合長の認識をお伺いをしたいと思います。

次に問題にしたいのは、今回の申出療養を初め一連の医療改革のメニューが、どういう動機からどこから出ているかという点についてであります。先ほど、規制改革会議から新成長戦略を経て等々と言いましたが、ここ最近の医療改革なるものの動きは、厚生労働省サイドから国民の医療を守りたい、しかしまあ財政も厳しい等々の議論から出てきたものではなくて、それならそれで国民総生産に占める政府の医療費負担や社会保険への大企業負担割合が欧州先……先進国等に比べてまだまだ低いとか、公衆衛生保健予防活動の重視とか、いろいろ論点は、あー、あると思……思……思われますけれども、最近の一連の動きはそうじゃなくて、専ら経済産業省サイドから医療分野の戦略産業化という立場から打ち出されておることが大きな特徴です。前述の患者申出療養も、申出療養の創設など保険外併用療養費制度の大幅拡大、すなわち混合診療の拡大という方針は、実は、あー、今年1月の医療保険制度改革骨子よりずっと以前から、あー、規制改革会議や産業競争力の強化に関する実行計画、日本再興戦略等々の中で既に早くからうたわれています。既に2年前の2月、安倍政権は、医療・医薬品・医療機器を戦略産業として育成していくとの方針を打ち出し、また、昨年1月の産業競争力会議では、皆保険の理念を踏まえつつとは言いながら、多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化等に適切に対応できるよう、公的保険給付対象範囲等の見直しと方針化され、さらに昨年6月、「日本再興戦略」改訂2014の発表記者会見では、経済再生大臣が保険外併用療養の大幅拡充等による健康産業の活性化とされています。既に、経済財政諮問会議や産業競争力会議等で、今は保険のきいている薬品等も保険から外すとの検討さえ始められています。少なくとも、これまでの医療改革の議論は、あー、後退や改悪の動き

でさえ制度の維持可能性を理由としてきました。しかるに、国民の医療をどう守るかではなく、医療を産業として育成していくと……ということになれば、それは必然的に保険外部部門の拡大、規制の緩和・撤廃、営利市場化になっていくでしょう。私保険が今以上に大幅に営業対象領域を拡大し、また、医療機関運営への株式会社の参入の動きなども加速されていくことでしょう。一連の政府方針を立案しておる何とか会議とか何とか委員会、丸々戦略など、ことごとく国民から選ばれたわけでもない民間議員と称する財界代表によって構成され、起案されています。また、これらの動きの背景には、アメリカの対日要求があるとも言われておりますが、まあそれはともかく、一連の動きは医療の非営利原則を骨抜きにし、国民皆保険を崩壊させ、経済格差が医療格差、健康格差につながっていく社会になっていくことでありましょう。

そこで第2に、政府の一連の医療政策ならぬ産業政策に対しても、連合長の認識と見解をお伺いをしたいと思います。

最後に、以上のような動きは、言うまでもなく各医療保険にとって共通の問題でありますから、私は今こそ各保険者が力を合わせて政府に対して批判的な声を上げるべきだと呼びかけたい。世代間公平論とか支援金のあり方等々、各保険者の間にはさまざまな考えの違いなどもあることではあると思いますが、あー、事ここに至り、医療制度の根本的な大原則が崩されようとしておるとき、えー、質問の冒頭で連合長の対知事宛て要望書からも引用させていただきましたが、安心して医療を受けられるようにするためとの当たり前の願いが踏みにじられようとしておるとき、私は、各保険者が、自らが運営する各保険の被保険者の、それこそ安心して医療を受けられる権利を守るために、小異を捨てて事に当たるべきだと考えます。連合長におかれましては、全国の各医療保険者に対し、その呼びかけを発信されてはいかがでありましょうか。医療政策の出所と動機が以前とは全く違っておるということを重ねて強調して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（富 きくお君） 栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） 井上議員のご質問にお答えいたします。

えー、国の医療政策の動向につきましては、急速な少子高齢化の進展のもと、持続可能な社会保障制度の構築に向けた検討が進められているところでございまして、いわゆるプログラム法で定められました方向性を踏まえまして、社会保障審議会医療保険部会等においても

具体的な協議が行われてまいりました。

患者申出療養につきましては、困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に使用したいという思いに応えるために、患者からの申し出をきと……起点とする仕組みとして創設されるものでございまして、また、入院時食事療養費の見直しや大病院受診時の定額負担など、低所得者の負担に配慮しつつ、世代内・世代間の公平化を図ることや、フリーアクセスの基本は守りながら外来の機能分化を進めることなど、あくまで現在の医療保険制度を前提とした対応として、先月の国の社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子としてまとめられたものと認識しているところでございます。

将来にわたり国民皆保険を堅持し、持続可能な医療保険制度となるよう模索されることは、非常に重要であると考えております。

我が国は、世界に類を見ない人口の少子高齢化を経験しておりまして、65歳以上の高齢人口の比率は既に総人口の4分の1となっております。社会保障制度改革国民会議の報告書にもありますように、社会保障制度の持続可能性をいかに高めていくかが問われております。

今般の国の医療保険制度改革の取りまために……取りまために当たりまして、全国の広域連合とともに、被保険者のみならず、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないよう、国による責任ある積極的な措置を講じること、そしてもう一点、幅広く理解と納得が得られる制度とすることなどを求めるなど、これまでから必要な意見を述べてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 井上けんじ議員。

〔1番 井上けんじ君登壇〕

○1番（井上けんじ君） えー、申出療養制度についての認識は、あー、少しまあ連合長さんと私とは違うのかなと思ったりします。私の考えは先ほど申し上げたとおりです。うー、私が一番強調したかったのは、あー、いろんな議論を、医療サイド、医療を守るために、国民の医療を守るためにどうするかというところから、いろんな議論がいろんな角度からあり得ると、これは大いに深めていけばいいと思うんですが、昨今の医療政策は、あー、むしろ産業競争力の強化と医療産業の強化と、こういう方面から出されておるということに、私は、あー、特にまあ強調したかったというふうに思っております。したがって、えー、もちろん負担増を避けると、アクセスをふやすと、拡大すると、こういう医療サイドからの議論はもちろんそのとおりでありますけれども、営利の対象として医療が拡大されていくということ

になれば、必然的に保険外部分が拡大をされると、混合診療が拡大されると、そうすると所得の格差が、あー、医療のアクセスへの格差となって広がらざるを得ないと、ここんところに私は今日の医療をめぐる動きの根本的な、あー、危惧を覚えるところであります。

うー、再度ですね、皆保険制度はきちっと守ると、あるいはその一環である混合診療は、あー、やっぱり食いとめていきたいと、この立場をぜひとも明らかにされて、2度目の答弁をぜひお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（富 きくお君） はい、栗山連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） えー、井上けんじ議員の再質問にお答えをいたします。

えー、先ほどもお答えしましたとおり、医療保険制度改革につきましては、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、社会保障審議会などにおいて国民的な議論が行われているところでございます。後期高齢者医療制度など、医療保険制度を安定的に持続させる上で、今後も増大する医療費に対し、世代間・世代内の負担の公平性をどう確保するかなど、さまざまな課題について検討が必要となっているものと認識しております。

えー、ご承知のとおり、これらの課題は広域連合のみで解決できるものではなく、福祉・介護などさまざまな分野で総合的な検討がなされていく……いくことが必要でございまして、各地域で取り組みを進める市町村を初め、関係機関との連携がさらに重要になってくると考えております。

本広域連合といたしましては、まずは効率的な業務の執行、保険……保険者機能の向上に努めまして、府内31万人の後期高齢者の方々がこれからも安心して医療を受けていただけるよう、制度をしっかりと、えー、運営してまいりたいと考えております。

あの、いろいろ、あの、質問の中にございしましたが、あー、医療産業からいろいろこういう意見が出てると……とか、それがまた営利対象の拡大になるとか、あー、そのようなことはあってはならないと私は思っております。

○議長（富 きくお君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

巽悦子議員。巽議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

お尋ねしたいのは次の2件です。

1つは、平成20年4月の後期高齢者医療制度開始から続いている保険料軽減特例措置の廃ちに……廃止について。

2つ目には、府下市町村でも既に国の補助金で準備が進められている社会保障・税番号、すなわちマイナンバー制度の導入についてであります。

まず、1点目の保険料軽減特例措置の廃止について、以下3点質問いたします。

昨年10月15日の社会保障審議会医療保険部会で、負担の公平の確保の視点から後期高齢者の保険料の軽減特例の見直しなどについて議論をされ、おおむね了承が得られたと報じられています。

この、そこでまず1点目。この廃止計画とは、平成25年度には完全に本則の軽減率7割に戻すというものですが、具体的な廃止計画についてお答えください。

2つ目には、新聞報道でも、このことによって、廃止によって、全国でも865万人が影響を受けるとも報道されています。本広域連合で影響を受ける現制度対象者数及び措置が廃止となった場合の影響、すなわち保険料は9割と8割軽減別の人数、また、予測される増額などについて具体的にお答えください。

3つ目には、こうした軽減特例措置の削減について、府への、平成26年、昨年12月2日にも、支援の要望にも書いてありますけれども、改めて連合長の見解をお示してください。

えー、次に、社会保障・税番号、マイナンバー制度の導入について、以下3点を質問いたします。

まず1点目は、マイナンバー制度導入における計画は、現在、後期高齢者医療保険ではどのように進まれ……進められてるのでしょうか。また、導入にかかる費用などについてはどうでしょうか。

2つには、マイナンバー制度導入で、被保険者にとって便利になることはあるのでしょうか。

3点目、後期高齢者医療広域連合は個人番号利用事務になるとのことですが、では、連合としては、個人番号利用事務になるとのことですが、マイナンバー制度導入についての広域連合長の見解をお聞かせください。あわせて、反面リスクが伴うことについてはどうでしょうか。全国弁護士会を初め多くの国民が今不安の声を上げていますが、この点もあわせて見解を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） 異議員のご質問にお答えをいたします。

えー、先ほど井上議員に答弁をさせていただきましたとおり、先月の国の社会保障制度改革推進本部におきまして医療保険制度改革骨子が決定されました。

その中で、現在、後期高齢者の保険料軽減特例として実施されております低所得者への均等割額の9割軽減、8.5割軽減、所得割の5割軽減並びに元被扶養者への均等割9割軽減及び所得割を賦課しない取扱いにつきまして、段階的に縮小し、政令本則に戻す方向とされました。

また、その実施に当たりましては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせまして実施することにより、暮らし向きに配慮をしつつ、急激な負担増となる者について激変緩和措置を講ずることとし、今後検討されることとされております。

影響を受ける現制度の対象者数でございますが、平成26年10月現在で、均等割の9割軽減の適用者が元被扶養者を含めまして約9万名、28%、8.5割軽減の適用者が約6万名、19%でございます。また、所得割の5割軽減の適用者が約3万名、10%となっております。

影響額につきましては、平成29年度から実施予定とされておきまして、来年度に次期保険料額について検討することから、現時点ではお答えできる状況にはないということをご理解をいただきたいと思っております。

特例軽減を初めとする医療制度改革への見解につきましては、先ほど答弁しましたとおりでございます。

続きまして、社会保障・税番号制、マイナンバー制度の導入についてでございますけれども、この件につきましては岡嶋副連合長から答弁をさせていただきます。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） マイナンバーについてのご質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度は、行政事務を効率化し、もって国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するため、平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法とその関連法が公布をされました。

後期高齢者医療との関わりで、えー、ではですね、現に広域連合と市町村で使用しており

ます標準システムが番号法に対応しておらず、この改修が必要となるために、国が番号法に対応する標準システムを用意をし、平成27年度に配布をされるということになっておりまして、これに伴う費用の負担につきましては国の負担ということになるものでございます。

なお、国の示すスケジュールに基づく必要な事務につきましては、今後も遺漏のないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

マイナンバー制度の導入で、被保険者のメリットという点につきましては、例えば、えー、住所移動をする場合等に個人番号を活用すれば、添付書類等が不要となるというようなこともあろうかというふうに存じます。

また、反面リスクについてのお話につきましては、番号法において、えー、個人番号を含む個人情報の適切な……適正な取扱いを確保するために必要な処置を講ずることを任務とする特定個人情報保護委員会が設置されたことでありますとか、当該個人情報の利用が厳しく限定されることなどに加え、システムの面では個人情報を一元管理しないということなどさまざまな手立てが講じられておりますので、本広域連合といたしましては、効率化と制度の趣旨にのっとりまして必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（富 きくお君） はい、巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは、あの一、2回目の質問をさせていただきます。

あの、保険料軽減特例の措置は、まあ先にも答弁してるからということもあったんですけどね、私、あの、すごく疑問なのが、あの一、国のほうではどんどん、まあ私たちの、庶民の生活を無視してというか、あの一、なるべく低所得者には、あの、それに応じた、あの一、措置をしますということは書いてあるんですけどもね、じゃ具体的にどうするのかというのは全く見えてこないで、法律だけがどんどんどんどん進んでいく、それに応じて、あの一、まあ確かに、あの、京都府にも要望はされていますけども、実際どれだけの、あの、軽減をされるのか、具体的に今、国は示されているのでしょうか、その点を1つお聞かせいただきたいと思います。

で、あと、あの一、まあ、いつもよく言われてることですけども、安定的とか継続的に、あの一、まあ、この広域……後期高齢者医療制度が、まあ安定してるということがありましたけれども、この806……全国で865万人の方が大きな影響を受けると、こ……この京都府の広域連合でも、今聞いておりましたら約50……50%近い方が、あの一、9割軽減の方は約3

倍、あの、すいません、失礼しました、3倍ですね、2割軽減の方、えー、7割軽減の、え、7割、8.5割軽減の方は、あのー、2倍とか、でまあ被扶養者であった方なんかは、まあ、どうなる……どうなるんかわからんけど、結局10倍になる可能性もあると。そういうふうに、非常にこれ、あの、実際導入されたらどうなるんだろうかということで、被保険者の方も家族の方も、非常にこう不安であります。持続可能と、本当にこの、こういうことによって、結局、あのー、何、あの、持続可能となろうとしたら、結局は国から補助金がどーんと入ってこないと、そんなもんでできるわけないんじゃないかと私は思うんですけども、どういう点から、あの、持続可能な、あの、保険は維持できるのかどうか、どのように考えていらっしゃるのか、また問題点があればそのことも、もし、あのー、お伝え……お答えいただきたいと思います。

それから、マイナンバー制度をね、あの、すごく、この利便性の話が一生懸命してくれはってんけれどもね、やっぱりこれ、あのー、一番心配なのは、弁護士会のほうからも言われていますけど、民間の利用も可能となると。で、民間が、あのー、ナンバーして、マイナンバーして、で、あの、まあこういう広域連合とかも含めたものを一緒にして、まあ符号ではあるけれども一緒にすることができるということで、非常にこの、あの、まあ今までもよく言われてることなんですけれども、プライバシーが侵害されるんじゃないかと、非常にこう危険があるんじゃないか、リスクはそういった面でも、これまでも国のほうに、あのー、ウイルスが入ったりとか、非常にこう心配なところが起こるわけなんです。そういう意味で、本当にこれはリスクはない、本当に心配しなくていいのかどうかっていうことが私は1つの疑問があるので、ええ、そこのところ、ちょっともう一度お願いいたします。

それからね、あのー、特定個人情報保護法、保護委員会で、えー、今後はという話もあったんですが、実はあの、まあ後にもまたもちろん条例出てきますけれども、平成26年11月26日に平成26年度の、あの、この広域連合の情報公開個人情報保護審査会っていうのが開かれているわけです。で、その中で、このマイナンバー制度のことについても議論はされている。で、これは、会議録をいただいたんですけどもね。その中で、あの、マイナンバーのことについても、第三者の点検ということは、この個人情報、この広域連合の保護審査委員会ですけど、保護審査会で、あの、えー、適合性とか妥当性がないという結論が、あの、どうなるんですかというふうに質問したら、事務局は、答弁は、検討してませんというふうに答えておられます。で、その点について、その後また変化があったのかわかりませんので、そこそこをお聞かせいただきたい。

それからまた、委員の方は、この第三者点検、つまりこの、えー、京都府の広域連合の個人情報審査会が、いろいろとこう、あの、問題点だと、出したとしても、ここは予備審査みたいなものですねと委員の方が質問されています。で、実際に、あの、特定個人情報保護委員会、国のほうで作ってる分があるんですけども、本当にそれはこの予備審査みたいなものになるのかどうか、そここのところの整理はどうされたのかっていうことです。で、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 栗山連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） 異議員の2度目の質問にお答えをします。

あのー、低所得者対策は、あー、具体的に示されているのかというようなご質問やっと思いましたが、今のところはまだ示されてはおりません。いずれにしましても、今後とも持続可能な制度、これは守っていかなければならないので、あの、そのような制度になるように、えー、関係各所とも十分に連携を図りながら、あー、機会を捉えまして必要な意見を今後も述べていきたいと思っております。

マイナンバーの関係は、副連合長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） いろいろご心配をいただいているところですが、反面リスクの取り扱いに関しましては、先ほども答弁させていただきましたとおりでございますので、えー、ご理解のほどお願いを申し上げたいと思います。

それから、えー、我々のほうの個人情報審査委員会のほうは、最終的に適当とのご意見をください……今回の条例も含めましてですね、条例改正も含めまして、お願いをしておりますけれども、これについてはこれに沿った形で対応していくということで、ご了解を得ているということでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 以上で……。

○20番（異 悦子君） 議長、ちょっと。今の答弁、すみません、これに沿ったと……

○議長（富 きくお君） はい、どうぞ。はい、異議員。

○20番（異 悦子君） はい。意味がよくわからない。これに沿った形でやりますとは、ど

れに沿った形です。

今、答弁がね、個人情報の第三者の点検についてはこれに沿った形でやりますという。私が今言っていました、あの、適当な結論がどうなるのかということも検討してませんと答弁いたし……その後の結論は出たんですかって聞いたときにその答えが、それに沿って、どれに沿って、意味がわからないんですけど。

○議長（富 きくお君） えー、私のほうから、もう一度再答弁を岡嶋副連合長に求めます。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 失礼をいたしました。法律に沿った形でという意味でございます。

○議長（富 きくお君） はい。以上で一般質問を終結いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。ただいま2時40分ですので、えー、2時50分、10分間休憩をいたしますので、えー、2時50分になりましたら再開をいたします。

それでは休憩に入ります。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時50分

○議長（富 きくお君） 休憩前に引き続き、ただいまから会議を再開をいたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第9、議案第1号 平成26年度京都府後期高齢者医療……後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、質疑の通告がありましたので発言を許します。

大槻富美子議員。はい、大槻議員。

〔4番 大槻富美子君登壇〕

○4番（大槻富美子君） 失礼いたします。1点だけお伺いしておきたいと思います。

平成26年8月議会におきまして、不均一保険料の適用市町村に配慮した支援策の検討結果

として、保健事業に関する支援を実施する旨の回答が国からあった、このような答弁がございました。特別調整交付金は補正として2億7,848万円、これは医療格差を埋めるべく組み込まれた保健事業な……保健事業対策なのか、その点を1点伺いたいと思います。

以上です。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 大槻議員のご質問にお答えをさせていただきます。

特別調整交付金の補正についてであります。実績を見込んだ人間ドック費用助成、具体的には2億1,458万2,000円でございますけれども、これがほとんどを占めているというところでございます。

ご質問の、医療資源が限られた地域の保健事業についてでございますが、本年度から、旧不均一賦課保険料適用地域に配慮した支援策として、医療資源が限られた地域を対象とした保健事業について特別調整交付金を活用した補助が行われることになりました。本広域連合では、旧不均一賦課保険料適用地域の市町村の意向を確認をしたうえで、昨年10月から交付税算入されることで定期接種化されました肺炎球菌ワクチンの予防接種について、今回の補助……交付金を活用する事業として特段の助成をするということにしたところでございます。

えー、今回、該当市町に対しまして約530万円を交付する予定となっております、今定例会において平成26年度一般会計予算の補正をお願いをしているところでございます。

以上です。

○4番（大槻富美子君） ありがとうございます。

○議長（富 きくお君） よろしゅうございますか。

○4番（大槻富美子君） はい。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんでしたので、討論については終結をいたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第10、議案第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、質疑の通告がありましたので発言を許します。

巽悦子議員。巽議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。

ただいま議題となっております議案第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ページ18ページの歳出の款6の諸支出、項1の償還金及び償還……還付加算金についてお尋ねいたします。

第1の、目が2の還付加算金、節23の償還金利子及び割引料153万9,000円についてですが、一昨年11月以降の府……府下の自治体でも還付加算金の誤り事例があり、新聞でも報道されていました。久御山町においても被保険者に返還するという事例がありました。

そこでまず第一に、平成26年度、広域連合に請求があった市町村に対する支払額及び人数、また件数、各市町村ごとにお答えください。

2つ目には、還付加算金の誤りの是正後、そうした誤りの有無及び再発防止の対策は、どのようにされているのかお答えください。

次に、第2は、目3国府支出金等返還金、節23償還金利子及び割引料104億874万1,000円についてです。今回提出された資料、参考資料によりますと、会計検査院の指導・指摘に基づいて返還したとする国庫支出金80億184万9,000円、府支出金13億4……4,037万9,000円、市町村支出金返還金10億6,614万円、支払基金交付金返還金37万3,000円は、平成20年度から25年度の再確定の結果、超過交付となったための返金とあります。

そこでまず第一に、会計検査院の指摘・指導、通知等の返還理由とその金額、複数あればその理由もお答えください。

まず、そういった、2つ目には、そういった返還に至った原因及び経過について答えを……答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 異議員のご質問にお答えをさせていただきます。

えー、還付加算金についてのご質問ですが、今般、全国の自治体におきまして、市町村民税、固定資産税、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の還付加算金について算定誤りが多数発生しておりますが、還付加算金につきましては保険料等徴収事務に関することであるために、市町村において算定をし、支払うことになっております。

京都府下におきましても、平成26年2月以降、後期高齢者医療保険制度について5市町から算定誤り等について公表がされておりますけれども、そのほかの市町村についての発生状況は把握をしていないところでございます。

広域連合では、その支給額を各市町村から請求いただくということで、その費用を負担をするということにしておりますので、えー、その請求日はですね、当該年度末ということになっておりますので、各市町村が実際に支給した額、件数等については、現時点では把握をしていないところです。

えー、今回の補正案につきましては、関係市町村に対して還付金及び還付加算金についての年度末時点でのあくまでも見込み額を照会した上で、その額に応じてあらかじめ不足額を補正をさせていただいたところでございます。

それから、国庫支出金等の返還の関係でございますが、ご質問の10億874万1,000円につきましては、国庫支出金、府支出金、市町村支出金及び支払基金交付金の返還に要するものでございます。

返還となりました理由ですが、1つは、実績による精算によるもの、2つ目には、あー、会計検査時の指導・助言に基づく自主返還分、3つ目には、厚生労働省通知に基づく高額医療費負担金に係る返還の3点でございます。まず、1点目の実績による精算につきましては、平成25年度に概算で交付を受けておりました公費負担金等について実績額の確定により必要となるもので、精算額は103億5,587万5,000円でございます。これまでから毎年度補正予算により対応してきているものでございまして、通常の事務処理により返還ということになるものでございます。

また、2つ目の会計検査時の指導・助言に基づく自主返還についてでございますが、具体的には国庫、府、市町村、支払基金に対して76万6,000円でございます。これは、東日本だん震災の、大しい災の、大震災の被災者に係る一部負担金減免、えー、一部負担金免除のうち、国の後期高齢者医療災害臨時特例補助金等の交付対象となったものについて療養給付

費から控除しなければならないところを、事務処理上の誤認によりまして重複して算定をしていたところで……によるものでございます。

そして、3つ目の厚生労働省通知に基づく高額医療費負担金に係る返還につきましては、既に新聞報道にもありましたように京都府は指摘の対象ではございませんでしたが、今般の会計検査院の是正改善……是正改善措置の求めを受けまして、厚生労働省から発布をされました後期高齢者医療高額医療費負担金の算定の適正化に基づく返還が、えー、5,210万円ということになります。これは、あの一、国庫負担基本額を標準システムで抽出をする際に、年度合計額を算出する具体的な方法が示されていなかったことによりまして、年度またがり等のレセプトの返戻や再提出をされたものが重複をしてさいしゅ……算出をされたことでありますとか、第三者納付金等の収入の把握誤り等によるものでございます。

以上のような内容につきまして、所要額を再計算したことによって返還することとなる費用について補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは、あの、2回目の質問をいたします。

で、あの、ちょっと気になるところが、厚労、厚生労働省の通知とか、あの、中で、あの、重複するところがあったということも、それが、あの、5,210万円ですか、あの一、そういうことがあるんですけども、それは何が原因でそうなって、それはもうたい……えっと、何て言うんかしら、あの一、防ぐことができなかったものなのか、まあ、厚労省の通知とかいろいろおっしゃってましたけれども、その辺は、私たち実際にやってないものですけども、私何が言いたいかというと、予測していた金額が、あの一、まあ年度末精算であれば大体分かるんですけども、こういった突発的なこととなると、予算の見込み、まあ5,000万いうても大きなお金ですから、そういう見込みが変わるんじゃないかっていうところの心配がありますのでね、今後の、まあ、あの、厚労省の、あの、対応とかも含めて、重複はシステム上避けられないものであったのかどうか、その辺のところ辺のもう少し詳しく説明をいただいて、今後どうしていくのかっていうところもあわせてお答えいただきたいと思います。

で、還付加算金のところについては、もうこれで、先ほどお答えいただいたので結構でございますけれども、あの、2つ目の、その、国の会計検査院のほうからの指摘とかも、そのところを答えていただいて、2回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、会計検査院の是正改善の処置の求めの中におきまして、えー、標準システムのレセプト抽出機能を利用する際の理解が十分でなかったこととか、様式の記載方法が明確に示す……されるなど、収入の控除等を適切に行う具体的な記載が……指導がなかったため、あるいは交付要綱に具体的な内容及び方法に関する定めを設ける必要があること等を発生原因として考えられたと。

で、今回、そういう状況を受けまして厚生労働省から、標準システムの抽出機能の算出でありますとか収入の把握及び管理並びに高額療養費負担金の算定について、新たに後期高齢者医療高額医療費負担金算定の適正化についてという通知が出されておきまして、広域連合といたしましては、この通知の内容によりまして、今後適正に事務を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんでしたので、討論については終結をいたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第11、議案第3号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので発言を許します。

大槻富美子議員。はい、大槻議員。

〔4番 大槻富美子君登壇〕

○4番（大槻富美子君） えー、失礼いたします。福知山選出の大槻でございます。

先ほどの議案第1号の中で、今から質疑することについての答弁を若干触れていただいています。それも踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

一般会計の特別調整交付金について、本年は53万7,000円でございます。先ほど予定額も言っていたんですが、今年度の予算についても触れていただきましたが、ちょっと金額を聞き落しましたので、再度お願いしておきたいというふうに思います。

そして、市町村の意向も踏まえて、この健康検診事業を実施していくんだと、肺炎球菌ワクチンについても触れていただきましたが、その他不均一保険料の医療格差、これを埋めるためにどんなことをされようと思っておられるのか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

あ、それと、すいません、歳出についてでございます。参考資料の7ページをご覧くださいというふうに思います。ここに、一般会計予算の中の後発医薬品利用差額通知、この送付に289万9,000円が組み込まれていますが、現在、後期高齢者の何%ぐらいが後発医薬品を利用されているのか、現状についてお知らせいただきたいと思います。

以上2点でございます。失礼いたします。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 平成……大槻議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成27年度の特別調整交付金の補助についてであります。あ、特別調整交付金の交付金のうち、長寿健康増進事業につきましては従来から補正を対応としてきているということでございます。

それから、え、旧不均一賦課保険料適用地域の保健事業につきましては、先ほど530万円いうふうに申し上げましたし、平成27年度についても今年度と同様の対応を今のところ考えているというところでございます。

それから、後発医薬品についてでございます。

投薬されました医薬品数に占める後発医薬品数について見ますと、昨年11月においては、現在、後発医薬品が存在する薬剤のうち約46%が後発医薬品いうふうになっております。え、前年の同じ月と比べまして約6ポイント上昇してきておるというところでございます。

ちなみに、え、投薬された医薬品数の約3割が、まだ後発医薬品が存在をしないという状況になっておりますので、え、これを除いて利用率を算出をしているというところなんです。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） はい、大槻富美子議員。

〔4番 大槻富美子君登壇〕

○4番（大槻富美子君） 失礼いたします。

先ほど、530万で同じ対応を考えているというご答弁をいただきました。なかなかこれでは均一保険料となったその医療格差というのを埋めるのは困難だなということを感じました。で、この、えー、国そのものが、不均一保険料地域に対する保健事業支援というのは何年ぐらい考えておられるのか、わかっていれば教えていただきたいと思ひますし、また、引き続き、医療格差を埋める、そういう格差解消に向けて国・府への要望活動を同時に広域連合としても対策を打つことを求めたい、このように思ひますが、見解をお伺ひしたいと思ひます。

また、あのー、後発医薬品、これは、あのー、かなり私が思っていたより、国が30%ぐらいの目標を掲げていたことがありまして、随分大……あの、ふえているなということをお思ひました。ただね、この、あのー、患者以上に、お医者さんや薬剤師さんに対して、医薬品の品質などについての信頼が得られるこの環境整備、これが必要だというふうにお感じしています。福知山市で、国保の運協の中で、お医者さんのほうからこの後発医薬品についての信頼度を疑う、そういうような発言が実はあったんです。で、こういう点での環境整備についても必要だと思ひますが、見解をお伺ひしておきたい、このように思ひます。

以上です。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 大槻議員の再質問にお答ををさせていただきます。

えー、旧不均一保険料適用地域の支援というお話については、非常に難しい話であるということはお承知をいたしております。広域連合が独自に対策を講じるという場合には、必要な経費を、不均一保険料の適用地域外の被保険者の方々から保険料又は市町村からの分賦金という形で転嫁をしていくということになりますので、その理解を得ることはなかなか難しい課題であろうなというふうにお承知しております。さりとて医療費の地域格差が生じているということは事実でございます。この要因は医療資源の偏在によるものということもござひますが、その解決には地域づくり等を含めてより広範な視点からの対策が必要であるというふうにお認識をしておりまして、その早期解消に向けまして国や京都府に対して医療提供体制の整備を進めるよう要望をしてきているところでござひます。

それから、あー、後発医薬品について、えー、さらに普及啓発をとというご趣旨であろうというふうに理解をしておりますけども、薬剤師会等からもですね、えー、後発医薬品の普及についていろいろと普及啓発が図られてるというふうに聞いております。えー、我々、当広域連合におきまして、平成23年度から後発医薬品差額通知を開始をするとともに、昨年、26年度からは、これまで被保険者証に同封をしておりました後発医薬品希望カードを差額通知にも同封をするということで、効果的な切りかえ等の促進に努めてきたところでございます。今後とも、さまざまな機会を捉えて利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、えー、旧適用地域のですね、えー、ところの保健事業はいつまでかということについてのご質問があったと思いますが、これについては今のところ期限は定められていないと、当面、えー、もうしばらくは続いていくもんだらうというふうに考えております。

以上です。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんでしたので、討論については終結いたします。

それでは、平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（富 きくお君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報こつ、報告させます。

よろしいですか、はい。

○書記長（藤田達也君） すいません。賛成23票、反対4票でございます。

○議長（富 きくお君） はい。よって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第12、議案第4号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので発言を許します。

大槻富美子議員。大槻議員。

〔4番 大槻富美子君登壇〕

○4番（大槻富美子君） えー、失礼いたします。福知山の大槻富美子です。1点だけ質問をいたします。

えー、予算の45ページの款4保健事業についてお伺いしたいと思います。

医療協議会の資料では、歯科検診の実施が新規に取り組みられるということになっていますが、健診事業の実施の方向、これについてももう少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 大槻議員のご質問にお答えします。

健康診査につきましては、各市町村の地域の実情に合わせた形でさまざまな工夫をしながら実施をいただいております。本広域連合では、その実績に応じて補助金を交付するという形で取組を進めてきたところでございます。

えー、来年度から新たに予定をしております歯科検診につきましては、高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等を予防することを目的として、口腔機能予防の検査内容を含んだ歯科検診を実施された場合に、その経費について補助するというようにしております。

ただ、京都府内の市町村では、若年代を対象とした健康増進法に基づく歯科検診についてもなお取組が十分でない状況もございますので、後期高齢者についても段階的に実施市町村の拡大を図っていただけるように取組を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（富 きくお君） 大槻富美子議員。

〔4番 大槻富美子君登壇〕

○4番（大槻富美子君） 失礼いたします。

後期高齢者の健康受診率、これは、あの、人間ドックも含めまして、高い市町村では54.5%、低い市町村では13%となり、府全体の受診率、少しずつ伸びてはきていますが、相対的にひついつい状……低い状況でございます。高い市町村の経験を生かして低い市町村の受診率を上げる調整も広域連合に求められているのではないかとこのように考えて以前質問をい

たしましたが、この答弁については、市町村の実情に応じた効果的な取り組みとなるよう努力する、こういう見解を答弁いただきました。本気で受診率を上げて健康寿命を伸ばす、このような覚悟があるなら、もう一步踏み込んだ市町村との連携が必要だというふうに考えるわけですが、見解についてお伺いしたいと思います。

2度目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 大槻議員の再質問にお答えをさせていただきます。

えー、健康診査につきましては、当然我々も非常に大切な分野だというふうに考えておりますし、えー、前々から答弁させていただいておりますとおおり、市町村と何回も繰り返しですね、打ち合わせ等もしながら、あー、お話にありましたように、えー、受診率の高い地域のご教訓などを生かしていただくというふうなことで、打ち合わせを何回も重ねてきているところでございます。

ちなみに、えー、先ごろも情報提供させていただきましたけども、現在、本広域連合では、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画を策定をしております。保健事業のうち、とりわけ健康診査は、今ほども申し述べましたように、生活習慣病等の早期発見、重症化予防を目的とした、広域連合における今後の保健事業の中核になるものというふうに考えております。市町村を初め関係機関等の意見を十分に聴取しながら保健事業実施計画を策定して、計画に基づき市町村と連携して保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富 きくお君） 次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。巽議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。

ただいま議題となっております議案第4号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

まず、口腔ケアの新しい取り組み等々については、評価をするものです。

しかし、以下の点については反対でありますので、その理由を述べていきたいと思っております。

まず、その1は、平成20年4月から開始されました後期高齢者医療制度ですが、75歳以上の人口増加と医療費の適正化、持続可能な制度運営を理由に、さまざまな支援制度がこの間改悪され、ますます治療が受けにくく……受けにくい医療保険となっていることであります。

また、その1つとして、医療費の地域間格差による特例であった不均一保険料がこん……打ち切られています。しかも予算には今後の支援の見通しがありませんでした。不均一保険料への支援復活と医療圏の格差是正のために、広域連合として府下の市町村とともに独自策を考えるとともに、国・府への対処を求めるものです。

2つには、消費税8%の増税、物価の上昇と、一方では受け取る年金の引き下げ、医療費の高騰など、必要なときに必要な治療が受けられないとの悲鳴の声が上がっています。しかしながら、今後も制度改悪で被保険者の負担はふえるばかりです。

1つには、高齢者の負担率、えー、財源の構成であります、高齢者の負担率だけが制度創設の10%から今や10.7%までふえていますが、国は25%、府と市町村など公費負担の50%といった合計のそれはそのまま同じ負担率です。公費の負担をふやし、高齢者負担を減らすような……よう、国などにさらに要請を求めるものです。

また、東京都の広域連合では、構成自治体の合意でもって、所得割の軽減のために各市町村から負担をしております。こういった保険料の軽減のための努力をさらに進めていただきたい、このようにも思うものであります。

次に、国は、制度開始から続いている9割、8.5割軽減の均等割の軽減の特例を廃止し、本則7割軽減に戻そうとしていますが、これではますます治療が遠のいてしまいます。先ほどの答弁でも、広域連合としても声を上げていくということでありましたけれども、やっぱり被保険者の命を守る立場からも、もっと積極……積極的に市町村と一緒に国に制度の打ち切りをしないように、また府には支援をしていただくよう重ねて求めるものであります。

それから、えー、そして、次に滞納の保険料、短期証の質問等もありましたけれども、私は、減免制度を……があるということを、保険料の減免制度があるということをさらに広く知らせて、安心して治療が受けられるようにする、そのことを各府下の市町村に徹底されることを求めるものであります。

次に、反対理由の3として、高齢者の医療の確保に関する法律第1条は、国民保健の向上が明記されています。先ほどの質問にもありましたけれども、その趣旨にのっとり、健診率の向上と、えー、各市町村での格差を偏重をなくすために、積極的な広域連合としての支援

を求めるものであります。

さて、社会保障制度プログラムでは、後期高齢者医療制度もお金がなければ結局病院に行けない制度となることは明らかで、この間の制度改悪からも、高齢者の医療に関する法律第1条、高齢者の福祉の増進を図るとは大きく乖離をしています。こうした広域連合の内容については、地元の議会でも国民健康保険のように取り上げられているとは余りにも思えません。広域化では、ますます被保険者の実態が、地元議員はもとより地元の職員にも見えて…見えにくくなってるのが現状です。こうした状況の継続は、結局75歳以上の被保険者の方の声を無視していることと同じではないのでしょうか。被保険者の悩んでる声が真つすぐと…安心して真つすぐ届く医療制度にこそ早急に戻すべきであると考えております。

戦後の我が国の復興を命がけで支えてきた方々に、もっと安心できる医療制度が必要であることを最後に述べて、討論を終わります。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第4号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

ちょっとそのまま挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長（富 きくお君） はい、ありがとうございます。

[「もう一回ちょっと」と言う人あり]

○議長（富 きくお君） もう一回。

[「はい」と言う人あり]

○議長（富 きくお君） 恐れ……すみません、ちょっと事務局のほうで不手際が。もう一度挙手をお願い……賛成の方の挙手をお願いいたします。ちょっとそのままお願いいたします。

事務局、よろしいですか。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（富 きくお君） はい、ありがとうございます。

挙手多数であります。

表決数について事務局から報告いたさせます。

○書記長（藤田達也君） 賛成23、反対4票でございます。

○議長（富 きくお君） 以上でございます。

よって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第13、議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論について終結をいたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきましては、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） はい、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第14、議案……議……議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開……個人情報保護……個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論について終結をいたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） はい、結構でございます。

全……えー、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第15、議……議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第16、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） はい、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎同意第1号の採決

○議長（富 きくお君） 日程第17、同意第1号 副広域連合長の選……えー、申し訳……失礼しました。

日程第17、同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長のせき……選任につきまして、直ちに表決に付すことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい、井上議員。

○1番（井上けんじ君） あのー、先ほどの全協では、質疑はしないということと、議案として提案があるという2点は確認したと思うんですが、簡易表決の方法については確認してなかったと思ってますので、したがいまして、えー、従来の採決と同じように、挙手なり、各議員の意思表示がはっきり分かるような、あー、選び方をさせていただきたいと、こんなふうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（富 きくお君） はい。えー、会議規則がございまして、えー、これは同意事項でございまして簡易表決と。しかし、あのー、ここで、これについてですね、異議があるという声があります場合、えー、異議を唱える議員が1名から4名のときにつきましては、要は5名以上と認められない場合は、会議規則第70条により、えー、これは簡易表決でもって諮るということになっております。

そこで、えー、異議を、異議がある議員の方々についての挙手を求めたいと思います。

〔「はい、質問」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい。

○1番（井上けんじ君） 異議があるというのは、同意できないという意味で理解しといてよろしい。

○議長（富 きくお君） はい、そうです。

○1番（井上けんじ君） はい、分かりました。

○議長（富 きくお君） はいはい。

それでは、あの、異議を……がある方はですね、ちょっと挙手いただけますか。

4名でございまして。

4名の方が、あー、異議があるという意思表示を出されました。したがいまして、えー、会議規則第70条により、えー、異議を唱える議員が5名以上と認められないということになりますので、先ほど宣告いたしましたとおり本件は同意することと決定をいたしたいと思っております。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔「いや、議長ちょっと」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい。

○1番（井上けんじ君） あの、事実上、可決されたと思うんですが、5名未満だったということは簡易表決ですということが決まったんであって……

○議長（富 きくお君） そうです、はい。

○1番（井上けんじ君） もう一度、簡易採決で決定していただきたいと思います。

○議長（富 きくお君） もう一度、そらとらしていただきます、はい。

それでは、あの、もう一度、簡易表決をとらしていただきます。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい。異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

なお、副知事からのご挨拶につきましては、次回の定例会で頂戴いたしたいと存じます。

◎同意第2号の採決

○議長（富 きくお君） 日程第18、同意第2号 京都府後期高齢者医療……後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につきまして、直ちに表決に付すことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 次に、日程第19、請願第1号 保険料軽減見直しなど、政府の医療制度改革にあたり、いのちと健康と生活を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書を議題といたします。

請願書について、紹介議員からの説明を求めます。

井上けんじ議員。井上議員。

〔1番 井上けんじ君登壇〕

○1番（井上けんじ君） えー、2つの請願が提出されておりますが、紹介議員として一括して説明をさせていただきます。

本来なら、住民が主人公との原則や、また、開かれた議会等の趣旨からいって、えー、請願者からのお申し出があった場合、請願……請願者ご本人にその趣旨説明をしていただく機会を提供すべきだと私は思いますが、あー、今回、申し出があったにもかかわらず、そうならなかったことはまことに残念であります。今後の改善方を強く求めておきたいと思えます。

さて、第一の請願は、政府の保険料軽減の特例措置廃止の計画を取りやめるよう求める趣旨であります。

政府は、保険料の9割、8.5割の軽減を廃止していくとの方針ですが、その理由として、えー、7年がたった、被用者保険の被扶養者であったものは所得に無関係だと、また、国保は7割減額しかないなどを挙げています。

しかし、これらはいずれも全く当を得ておりません。何年たったからというの……というのが、それだけで理由にならないことは明らかでありますし、被用者保険の被扶養者であった人をわざわざ後期高齢者などと年齢で区切って引き剥がしたのは、ほかならぬ政府自身ではありませんか。国保7割というのも理由になりません。えー、所得がなくても7割までしか減額されないという国保の保険料の考え方自身が大問題だと私は思います。えー、普通、税金なら非課税とか課税免除などの制度があるのに、えー、国保ではこれがございません。生計費非課税原則が国保料にも適用されるべきであります。

えー、しかし、こういう議論よりも何よりも、高齢者、被保険者の生活実態そのものが切実です。京都市では今春から介護保険料も上がる提案がされておりますし、また、年金減額や、あー、消費税増税も高齢者世帯の家計を圧迫しています。

えー、私たち本府広域連合では、被保険者全体に占める割合が、先ほどもご答弁ありましたように、えー、9割減額で28.6%、8.5割減額で19.4%、合わせて、えー、48%もおられます。えー、被用者保険の被扶養者であった人の場合、最悪10倍もの値上げになりますから、これは異常というほかはありません。えー、請願の趣旨は、全くそのとおりであります。

えー、第2の請願は、保険料軽減や健康づくりなどへの財政支援、医療資源偏在の解消、被保険者負担の軽減など、京都府や政府に一層の働きかけを求めるものであります。

それぞれ請願書をお読みいただいたとおりでありますけれども、特に医療資源偏在の問題については、あー、もともと不均一保険料の措置がとられてきたこと自体、偏在……偏在の存在が前提とされてきたことであります。この間、京丹后市から選出されておられた議員などからの討論もありましたし、また本日も議論がございました。えー、不均一保険料制度が終了したのは偏在が解消されたからでは決してなく、うー、単に経過措置期間が済んだから、あー、というだけの話でしかありません。偏在解消は、あー、特に京都府内において引き続き大きな課題になっています。特に、京都府に対して強く求めるべきだと考えます。

えー、なお、今回の2つの請願は、あー、広域連合執行部に対して国や京都府への要請を求めるものであり、議会での意見書の採択及び関係機関への送付を求めるものではございません。しかし、採択をされ、執行部にその具体化を求めるにしても、議会としての意思もその時点で明らかになるわけでありますから、採択の意義は大きいかと思います。

以上で、請願の趣旨説明……趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富 きくお君） 本件につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結をいたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので発言を許します。

向出健議員。向出議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、笠置町選出の向出です。

請願第1号 保険料軽減見直しなど、政府の医療制度改革にあたり、いのちと健康と生活を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書に賛成討論を行います。

厚生労働省は、所得の低いなどを対象にした保険料軽減措置を、平成28年度から段階的に廃止する方針を明らかにしています。京都府内では、平成26年度10月現在で、保険料の均等割9割軽減を受けている方が、えー、約9万人、えー、8.5割軽減を受けてる方が約……約

6万人、合わせれば約15万人と、後期高齢者医療の被保険者の半分近くにもなります。

また、保険料9割軽減、8.5割軽減の対象者世帯の収入は大変低く、こうした方への保険料軽減措置の廃止は受診抑制につながりかねず、命と暮らしを脅かすものとなり得ます。

また、1人当たりの医療費給付費が、府平均と比べ20%以上乖離している市町村に適用していた特別な保険料、いわゆる不均一保険料は、平成25年度をもって終了し、均一の保険料となりました。

しかし、医療提供の環境の整備がされないまま保険料だけ上げるのは問題です。府内では、1人当たりの医療給付費が20%以上乖離している市町村は、平成25年度で綾部市で25.8%、南山城村で20.8%、京丹波町25.1%、伊根町29.1%、与謝野町22.4%となっており、約で言えば伊根町と府平均の差は27万円近くにもなる状況です。どの地域、市町村に住んでいても同じ医療サービスが提りょうされ……提供されるべきであり、医療提供体制の整備が求められます。

高齢者の命と健康、生活を守るためには、国が医療に対する公的責任を果たすことや財政支援が必要になります。府や国に対して、後期高齢者医療制……医療の充実を積極的に求めることを京都府後期高齢者医療広域連合に求め、また、高齢者の命と健康、生活を守るため請願を採択していただきますよう連合議員各位にお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、請願第1号 保険料軽減見直しなど、政府の医療制度改革にあたり、いのちと健康と生活を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書について表決に付します。

本件につきまして、採択することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（富 きくお君） 挙手少数であります。

表決数については書記長から報告いたさせます。

○書記長（藤田達也君） 報告します。賛成5票、反対22票でございます。

○議長（富 きくお君） 以上、お聞き及びのとおりでございます。

よって、本件は不採択となりました。

◎請願第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 次に、日程第20、請願第2号 後期高齢者医療制度の低所得者にかかる保険料軽減特例措置の存続を求める請願書を議題といたします。

請願書について、紹介議員からの説明を求めます。

井上……あ、ごめんなさい。一括してやりました。ごめんなさい。もういいですわ、すいません。申し訳ないです。

お諮りいたします。

本定例会において……あ、すいません、申し訳ないです。

本件につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので終結いたします。

それでは、請願第2号 後期高齢者医療制度の低所得者にかかる保険料軽減特例措置の存続を求める請願書について表決に付します。

本件につきまして、採択することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（富 きくお君） 挙手少数であります。

表決数については事務局から報告いたさせます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成5票、反対22票でございます。

○議長（富 きくお君） お聞き及びのとおりでございます。

よって、本件は不採択となりました。

◎閉会の宣告

○議長（富 きくお君） お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議則……会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に一任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了をいたしました。

それでは、これもちまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第1回定例会を閉会いたします。

大変長時間、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時48分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年3月17日

議 長 富 きくお

署 名 議 員 井 上 けんじ

署 名 議 員 向 出 健